

徳島県告示第二百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年五月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	指定年月日
合同会社ミノリアワーズ	阿南市富岡町今福寺一二番地三	就労継続支援事業所B型つむぎ	阿南市富岡町西石塚三九番の一	就労継続支援B型	令和五年二月一日
株式会社Westone	徳島市川内町榎瀬六六九番地四	グループホームコロンブス	徳島市中前川町三丁目一五―二	共同生活援助	同 三月一日
高橋建設株式会社	同 北島田町三丁目一三〇番地	グループホームみらく	同 北島田町二丁目三〇番八	同	同 四月一日
株式会社CANDOT IT	同 津田西町一丁目四番一四号	就労継続支援B型きゃんどういっと	同 津田西町一丁目四番一四号	就労継続支援B型	同
合同会社愛福	板野郡板野町西中富字菅生三六〇番地九	愛福障がい者グループホーム	板野郡藍住町勝瑞字東勝地三―四番地九	共同生活援助	同
社会福祉法人柏涛会	海部郡美波町北河内字本村三四四番地一	グループホームはなさか	阿南市新野町是国二一〇―二	同 短期入所	同

